

○産業技術総合センター条例

平成十一年三月十二日

宮城県条例第二十三号

改正 平成一四年三月二七日条例第三五号

平成一八年三月二三日条例第四三号

平成二一年三月二四日条例第二九号

平成二三年三月二二日条例第三六号

平成二三年一二月二八日条例第一二七号

令和元年七月一〇日条例第四二号

産業技術総合センター条例をここに公布する。

産業技術総合センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、産業技術総合センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 産業技術の研究開発の推進及びその成果の普及を図り、もって県内の産業の振興に寄与するため、産業技術総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮城県産業技術総合センター	仙台市

(業務)

第三条 センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- 一 産業技術に係る研究開発及び調査に関すること。
- 二 産業技術に係る相談及び指導に関すること。
- 三 産業技術に係る技術者の養成に関すること。
- 四 工業用材料等の試験、分析及び測定に関すること。
- 五 センターの施設及び試験研究のための機器（以下「施設等」という。）の提供に関すること。
- 六 その他知事が必要と認める業務

(使用許可)

第四条 施設等を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の許可には、センターの業務上又は管理上必要な条件を付けることができる。

3 知事は、施設等の使用が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

二 施設等又は設備をき損するおそれがあるとき。

三 その他センター設置の目的に反するとき。

4 知事は、センターの業務上又は管理上支障があると認められるときは、第一項の許可をしないことができる。

(使用許可の取消し等)

第五条 知事は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は前条第二項の条件に違反したときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

(使用料)

第六条 使用者からは、別表第一に掲げる上限額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

(手数料)

第七条 センターに工業用材料等の試験、分析若しくは測定を依頼し、若しくはその成績書の謄本の交付を受けようとする者又は研究員による技術的支援若しくは研修員の受入れを依頼する者からは、別表第二に掲げる上限額の範囲内において規則で定める手数料を徴収する。

(平一四条例三五・一部改正)

(使用料等の納入方法)

第八条 使用料及び手数料は、県の発行する収入証紙により、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等の返還)

第九条 既に徴収した使用料及び手数料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第十条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料又は手数料の全部又は一部を免

除することができる。

(原状回復の義務)

第十一条 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を原状に回復しなければならない。第五条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第十二条 故意又は過失により施設等又は設備を亡失し、又はき損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、センターの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(宮城県工業技術センター試験等手数料条例の廃止)

2 宮城県工業技術センター試験等手数料条例（昭和四十三年宮城県条例第三十七号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に委託等がされた前項の規定による廃止前の宮城県工業技術センター試験等手数料条例の規定による試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第一（第六条関係）

(平一四条例三五・平二一条例二九・平二三条例三六・令元条例四二・一部改正)

一 施設使用料 一時間につき 三、八〇〇円

二 機器使用料

種別	上限額
精密測定関連機器	一時間につき 五、七〇〇円
材料加工関連機器	一時間につき 一五、六〇〇円
電子・情報関連機器	一時間につき 四、六〇〇円
工業デザイン関連機器	一時間につき 四、〇〇〇円
食品・バイオテクノロジー関連	一時間につき 一、八〇〇円

機器	
分析・測定関連機器	一時間につき 四、八〇〇円

備考

一 施設等を宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する休日又はそれ以外の日の午前零時から午前九時まで若しくは午後五時から午後十二時までの間に使用する場合の上限額は、この表の上限額の二割に相当する額を加算した額（百円未満の端数があるときは、百円に切り上げる。）とする。

二 使用時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。

別表第二（第七条関係）

（平一四条例三五・平一八条例四三・平二一条例二九・平二三条例一二七・令元条例四二・一部改正）

一 試験等手数料

種別		上限額
材料試験	強度試験	一件につき 五、三〇〇円
	製品試験	一件につき 九、八〇〇円
	物理性試験	一件につき 一二、三〇〇円
	コンクリート試験	一件につき 四、九〇〇円
	石材試験	一件につき 六、〇〇〇円
材料分析	化学分析	一成分につき 八、〇〇〇円
	機器分析	一測定又は一成分につき 一二、二〇〇円
	表面分析	一測定又は一成分につき 一五、五〇〇円
食品分析	化学分析	一成分につき 八、四〇〇円
	機器分析	一測定又は一成分につき 一〇、六〇〇円
	物性測定	一件につき 四、七〇〇円
精密測定	長さの測定	一測定につき 四、六〇〇円
	形状の測定	一測定につき 二七、七〇〇円
表面観察	一件につき 八、五〇〇円	
放射能・放射線測定	一件につき 三、三〇〇円	
試料調整	一件につき 二三、〇〇〇円	

- 二 成績書の謄本の交付手数料 一通につき 四五〇円
- 三 研究員技術的支援手数料 一時間につき 三、九〇〇円
- 四 研修員受入手数料 一日につき 三、六〇〇円

備考

- 一 研究員技術的支援を宮城県の休日を定める条例第一条第一項に規定する休日又はそれ以外の日の午前零時から午前九時まで若しくは午後五時から午後十二時までの間に依頼する場合の上限額は、この表の第三号に定める上限額の二割に相当する額を加算した額（百円未満の端数があるときは、百円に切り上げる。）とする。
- 二 研究員技術的支援の時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。

附 則（平成一四年条例第三五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼等がなされた試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年条例第四三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に依頼された電磁両立性(EMC)試験及び環境試験については、改正前の産業技術総合センター条例別表第二の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の日前に依頼された研究員による技術的支援及び研修員の受入りに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年条例第二九号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三六号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第一二七号）

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第四二号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼等がなされた試験等に係る手数料については、なお従前の例による。